

秋そばに係る緊急時モニタリング検査の実施について

平成23年9月16日制定
平成23年9月27日一部変更
福島県水田畑作課

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う県産そばの安全性確保のため、放射性物質の検査を行う。

2 基本的な考え方

原則として「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」に基づくほか、以下のとおりとする。

(1) 対象区域

県内の「警戒区域」、「計画的避難区域」を除く市町村のうち、販売目的で秋そばが栽培されている市町村

(2) 検査対象

生産組織等が平成23年度に収穫し、出荷（自らが加工・販売する場合も含む）しようとする秋そばの脱穀した種子とする。

秋そばとは、9月以降に収穫するそばとする。

(3) 実施回数・時期

秋そばの収穫は各ほ場ごとに年1回であるため、検査は年1回とする。

検査結果の公表を踏まえ出荷の可否を判断する必要があるため、生産者が乾燥調製を終えた後、速やかに検体を採取し、検査を行うこととする。

(4) 検体の採取点数

対象市町村ごとに、秋そば作付面積が概ね30haごとに1検体採取する。

(5) サンプルング方法

農林事務所は市町村・JA等と連携し、サンプルング箇所を選定し、生産物から偏りなくサンプルを抜き取り、土、雑草、残渣などを除去した上、良く攪拌し500gの検体を作製する。

3 サンプルングのスケジュール等

(1) 農林事務所は、市町村、JA等と事前調整のうえ、サンプルングほ場を選定し、試料を採取する。

(2) 農林事務所はサンプルの採取後速やかに「サンプルの栽培・作業管理調査票」及び「試料採取記録表」を作成し、水田畑作課あて送付する。また、農林事務所はJA等の協力を得て検体を指定された日時に、農業総合センターに搬送する。

なお、検体の搬入日等の詳細は水田畑作課から別途通知する。

(3) 水田畑作課は検体を確認し、前処理を行い農業総合センターの分析室へ配送する。

4 出荷自粛の依頼と解除について

(1) 県は、平成23年産の秋そばについて、検査の結果が判明するまで、生産者に対して出荷（自らが加工・販売する場合も含む）しないよう依頼する。

(2) 検査は各市町村ごとに実施し、その結果をもって出荷の可否を判定し、結果を公表する。

(3) 検査の結果が暫定規制値以下となった場合、出荷を可能とする。